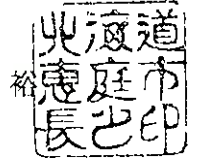


恵庭市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月15日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第51号

恵庭市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

恵庭市知的障害者福祉法施行細則（平成15年規則第18号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（更生相談所への判定依頼等）</p> <p>第3条 市長は、<u>法第9条第5項の規定により知的障害者更生相談所</u>（以下「更生相談所」という。）に判定を求めるときは、判定依頼書（様式第2号）を更生相談所の長に送付するとともに、判定案内書（様式第3号）を当該知的障害者に送付しなければならない。</p> <p>（<u>居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の支給申請</u>）</p> <p>第4条 <u>省令第7条第1項に規定する居宅生活支援費の支給申請書及び省令第21条第1項に規定する施設訓練等支援費の支給申請は、居宅生活支援費施設訓練等支援費支給申請書（様式第4号）によるものとする。</u></p> <p>（<u>居宅生活支援費の支給決定通知</u>）</p> <p>第5条 市長は、<u>法第15条の6第2項の規定により居宅生活支援費の支給を決定したときは、居宅生活支援費支給決定・利用者負担額決定通知書</u></p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（更生相談所への判定依頼等）</p> <p>第3条 市長は、<u>法第9条第6項の規定により知的障害者更生相談所</u>（以下「更生相談所」という。）に判定を求めるときは、判定依頼書（様式第2号）を更生相談所の長に送付するとともに、判定案内書（様式第3号）を当該知的障害者に送付しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>(様式第5号)を居宅支給決定知的障害者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、居宅支給決定知的障害者の扶養義務者に利用者負担を求めるときは、居宅生活支援費扶養義務者分利用者負担額決定通知書(様式第6号)を当該扶養義務者に送付するものとする。</p> <p>(施設訓練等支援費の支給決定通知)</p> <p>第6条 市長は、法第15条の12第2項の規定により施設訓練等支援費の支給を決定したときは、施設訓練等支援費支給決定・利用者負担額決定通知書(様式第7号)を施設支給決定知的障害者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、施設支給決定知的障害者の扶養義務者に利用者負担を求めるときは、施設訓練等支援費扶養義務者分利用者負担額決定通知書(様式第8号)を当該扶養義務者に送付するものとする。</p> <p>(居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の不支給決定通知)</p> <p>第7条 市長は、居宅生活支援費又は施設訓練等支援費を支給しないことと決定したときは、不支給決定通知書(様式第9号)を申請者に送付するものとする。</p> <p>(受給者証記載事項変更届)</p> <p>第8条 令第3条第1項及び第5条第1項に規定する氏名の変更及び転居の届出は、受給者証記載事項変更届(様式第10号)によるものとする。</p> <p>(転出届)</p> <p>第9条 令第3条第3項及び第5条第3項に規定する居住地の変更の届出は、転出届(様式第11号)によるものとする。</p> <p>(受給者証の再交付申請)</p>	

現行	改正案
<p>第10条 省令第13条第1項及び第26条第1項に規定する受給者証の再交付の申請は、受給者証再交付申請書(様式第12号)によるものとする。</p> <p>(特例居宅生活支援費の支給申請)</p> <p>第11条 省令第16条第1項に規定する特例居宅生活支援費の支給申請は、特例居宅生活支援費支給申請書(様式第13号)によるものとする。</p> <p>(特例居宅生活支援費の支給決定の通知)</p> <p>第12条 市長は、法第15条の7第1項の規定に基づき、特例居宅生活支援費の支給の要否を決定したときは、特例居宅生活支援費支給(不支給)決定通知書(様式第14号)を申請者に送付するものとする。</p> <p>(支援費支給量の変更申請)</p> <p>第13条 省令第17条に規定する支給量の変更の申請は、支給量変更申請書(様式第15号)によるものとする。</p> <p>(支援費支給量の変更通知)</p> <p>第14条 省令第18条第1項に規定する支給量の変更決定の通知は、支給量変更決定通知書(様式第16号)によるものとする。</p> <p>(障害程度区分の変更申請)</p> <p>第15条 省令第28条に規定する知的障害者程度区分の変更の申請は、障害程度区分変更申請書(様式第17号)によるものとする。</p> <p>(障害程度区分の変更通知)</p> <p>第16条 省令第29条第1項に規定する知的障害者程度区分の変更決定の通知は、障害程度区分変更決定通知書(様式第18号)によるものとする。</p> <p>(居宅支給決定取消通知)</p>	

現行	改正案
<p>第17条 省令第19条第1項に規定する支給決定の取り消しの通知は、<u>居宅支給決定取消通知書(様式第19号)によるものとする。</u></p> <p>(施設支給決定取消通知)</p> <p>第18条 省令第30条第1項に規定する支給決定の取り消しの通知は、<u>施設支給決定取消通知書(様式第20号)によるものとする。</u></p> <p>(居宅生活支援費の基準)</p> <p>第19条 法第15条の5第2項第1号及び第2号の規定により居宅生活支援費を算定するために市長が定める基準及び法第15条の5第3項の規定により知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費を算定するために市長が定める基準は、別に定めるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の基準を定めたときは、速やかに告示しなければならない。</p> <p>(特例居宅生活支援費の基準)</p> <p>第20条 法第15条の7第2項において準用する法第15条の5第2項の規定により特例居宅生活支援費を算定するために市長が定める基準は、別に定めるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の基準を定めたときは、速やかに告示しなければならない。</p> <p>(施設訓練等支援費の基準)</p> <p>第21条 法第15条の11第2項第1号及び第2号の規定により施設訓練等支援費を算定するために市長が定める基準は、別に定めるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の基準を定めたときは、速やかに告示しなければならない。</p> <p>(旧措置入所者の施設訓練等支援費の基準)</p> <p>第22条 <u>社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律</u></p>	

現行	改正案
<p>第111号)附則第18条第2項第1号及び第2号の規定により旧措置入所者の施設訓練等支援費を算定するために市長が定める基準は、別に定めるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の基準を定めたときは、速やかに告示しなければならない。</p>	
<p>(居宅支援の措置 _____)</p> <p>第23条 市長は、法第15条の32第1項に規定する措置(以下「居宅支援の措置 _____」という。)をとることを決定したときは、居宅支援措置決定通知書(様式第21号) _____ を当該知的障害者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、居宅支援の措置 _____ を委託しようとするときは、居宅支援措置委託決定通知書(様式第22号) _____ を委託しようとする者に送付するものとする。</p>	<p>(障害福祉サービス措置)</p> <p>第4条 市長は、法第15条の4 _____ に規定する措置(以下「障害福祉サービス措置」という。)をとることを決定したときは、障害福祉サービス措置決定通知書(様式第4号) _____ を当該知的障害者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、障害福祉サービス措置を委託しようとするときは、障害福祉サービス措置委託決定通知書(様式第5号) _____ を委託しようとする者に送付するものとする。</p>
<p>(施設入所の措置 _____)</p> <p>第24条 市長は、法第16条第1項第2号に規定する措置(以下「施設入所の措置 _____」という。)をとろうとするときは、必要に応じ、更生相談所の判定を求めなければならない。</p> <p>2 市長は、施設入所の措置 _____ をとることを決定したときは、施設入所措置決定通知書(様式第23号) _____ を当該知的障害者に送付するものとする。</p> <p>3 前項の場合において、施設入所の措置 _____ を委託しようとするときは、施設入所措置委託決定通知書(様式第24号) _____ を施設入所の措置 _____ を委託しようとする知的障害者更生施設等に送付するものとする。</p>	<p>(障害者支援施設等入所措置)</p> <p>第5条 市長は、法第16条第1項第2号に規定する措置(以下「障害者支援施設等入所措置」という。)をとろうとするときは、必要に応じ、更生相談所の判定を求めなければならない。</p> <p>2 市長は、障害者支援施設等入所措置をとることを決定したときは、障害者支援施設等入所措置決定通知書(様式第6号) _____ を当該知的障害者に送付するものとする。</p> <p>3 前項の場合において、障害者支援施設等入所措置を委託しようとするときは、障害者支援施設等入所措置委託決定通知書(様式第7号) _____ を障害者支援施設等入所措置を委託しようとする障害者支援施設等 _____ に送付するものとする。</p>
<p>(居宅支援又は施設入所の措置変更等の通知)</p> <p>第25条 市長は、居宅支援の措置 _____ 又は施設入所の措置 _____ を行った者(以下「被措置者」という。)について、当該措置を変更し、又は解除することを決定したときは、居宅支</p>	<p>(措置変更等の通知 _____)</p> <p>第6条 市長は、障害福祉サービス措置又は障害者支援施設等入所措置を行った者(以下「被措置者」という。)について、当該措置を変更し、又は解除することを決定したときは、障がい福</p>

現行	改正案
<p>援・施設入所措置変更(解除)決定通知書(様式第25号)を当該被措置者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、<u>居宅支援の措置</u>又は<u>施設入所の措置</u>を委託しているときは、<u>居宅支援・施設入所措置委託変更(解除)決定通知書(様式第26号)</u>を居宅支援の措置を委託している者又は施設入所措置を委託している知的障害者更生施設等に送付するものとする。</p>	<p>社サービス・障害者支援施設等入所措置(変更・解除)決定通知書(様式第8号)を当該被措置者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、<u>障害福祉サービス措置</u>又は<u>障害者支援施設等入所措置</u>を委託しているときは、<u>障害福祉サービス・障害者支援施設等入所措置委託(変更・解除)通知書(様式第9号)</u>を障害福祉サービス措置を受託している者又は障害者支援施設等入所措置を受託している障害者支援施設等に送付するものとする。</p>
<p>(支援費支給管理台帳)</p> <p>第26条 市長は、知的障害者居宅生活支援費支給管理台帳(様式第27号)及び知的障害者施設訓練等支援費支給管理台帳(様式第28号)を備え、必要な事項を記載しておかなければならない。</p>	
<p>(職親の申込み等)</p> <p>第27条 省令第39条に規定する職親になることを希望する申し出は、知的障害者職親申込書(様式第29号)によるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の申込書を受理したときは、<u>申込者</u>を職親とする事の適否について認定を行い、<u>適当と認めた者</u>を知的障害者職親登録簿(様式第30号)に登録するものとする。</p> <p>3 市長は、前項の認定により、<u>適当と認めた者</u>については職親申込承認通知書(様式第31号)を、<u>不適当と認めた者</u>については職親申込不承認通知書(様式第32号)をそれぞれ当該申請者に送付するものとする。</p> <p>4 市長は、知的障害者職親台帳(様式第33号)を備え、その管轄する区域内に居住する職親について必要な事項を記載しておかなければならない。</p>	<p>(職親の申込み等)</p> <p>第7条 省令第1条の規定による申出は、<u>知的障害者職親申込書(様式第10号)</u>によるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の申出書を受理したときは、<u>当該申出者</u>を職親とする事の適否について認定を行い、<u>適当と認めた者</u>を知的障害者職親登録簿(様式第11号)に登録するものとする。</p> <p>3 市長は、前項の認定により、<u>適当と認めた者</u>については職親申込承認通知書(様式第12号)を、<u>不適当と認めた者</u>については職親申込不承認通知書(様式第13号)をそれぞれ当該申出者に送付するものとする。</p> <p>4 市長は、知的障害者職親台帳(様式第14号)を備え、その管轄する区域内に居住する職親について必要な事項を記載しておかなければならない。</p>
<p>(職親委託申込書)</p> <p>第28条 知的障害者は、<u>職親への委託を希望するときは</u>、<u>知的障害者職親委託申込書(様式第34</u></p>	<p>(職親への委託の申込み)</p> <p>第8条 知的障害者又はその保護者は、<u>法第16条第1項第3号の規定にする措置を希望すると</u></p>

現行	改正案
<p>号) を市長に提出しなければならない。</p>	<p>きは、知的障害者職親委託申込書(様式第15号) を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(職親への委託)</p>	<p>(職親への委託)</p>
<p>第29条 市長は、法第16条第1項第3号の規定により、知的障害者の更生援護を職親に委託することを決定したときは、職親委託決定通知書(様式第35号)を当該知的障害者に送付するものとする。</p>	<p>第9条 市長は、法第16条第1項第3号に規定する措置 を決定したときは、職親委託決定通知書(様式第16号)を当該知的障害者に送付するものとする。</p>
<p>(職親の指導等)</p>	<p>(職親の指導等)</p>
<p>第30条 市長は、法第16条第1項第3号の措置 をとったときは、職親に対する必要な連絡指導を社会福祉主事に行わせなければならない。</p>	<p>第10条 市長は、法第16条第1項第3号に規定する措置をとったときは、職親に対する必要な連絡指導を社会福祉主事に行わせなければならない。</p>
<p>(費用の徴収)</p>	<p>(費用の徴収)</p>
<p>第31条 法第27条の規定により、知的障害者又はその扶養義務者(以下「納入義務者」という。)から徴収する知的障害者居宅支援の提供又は提供の委託に係る費用の額は、別表第1に掲げるとおりとする。</p>	<p>第11条 法第27条の規定により、知的障害者又はその扶養義務者(以下「納入義務者」という。)から徴収する障害福祉サービス措置及び障害者支援施設等入所措置に係る費用の額は、納入義務者の負担能力に応じて市長が決定した額とする。</p>
<p>2 法第27条の規定により、納入義務者から徴収する知的障害者更生施設等への入所又は入所の委託に係る費用の額は、当該知的障害者から徴収する場合にあっては別表第2に、当該知的障害者の扶養義務者から徴収する場合にあっては別表第3に掲げるとおりとする。</p>	
<p>(費用徴収額の変更)</p>	<p>(費用徴収額の変更)</p>
<p>第32条 市長は、災害その他の特別な理由により前条に規定する費用の納入義務者の負担能力に変動が生じたと認められるときは、その変動の程度に応じて、納入義務者に支払いを命ずる額又は納入義務者から徴収する費用の額を変更することができる。</p>	<p>第12条 市長は、災害その他の特別な理由により前条に規定する費用の納入義務者の負担能力に変動が生じたと認められるときは、その変動の程度に応じて、納入義務者から徴収する費用の額を変更することができる。</p>
<p>2 前項の規定による支払いを命ずる額又は徴収</p>	<p>2 前項の規定による 徴収</p>

現行	改正案														
<p>する費用の額の変更を受けようとする者は、費用徴収額変更申請書(様式第36号)を市長に提出しなければならない。</p>	<p>する費用の額の変更を受けようとする者は、費用徴収額変更申請書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。</p>														
<p>(費用徴収額の決定通知等)</p>	<p>(費用徴収額の決定通知等)</p>														
<p>第33条 市長は、前2条の支払いを命ずる額または徴収する費用の額を決定し、又は変更したときは、費用徴収額決定・変更通知書(様式第37号)を当該納入義務者に送付するものとする。</p>	<p>第13条 市長は、前2条の_____徴収する費用の額を決定し、又は変更したときは、費用徴収額決定・変更通知書(様式第18号)を当該納入義務者に送付するものとする。</p>														
<p>(補則)</p>	<p>(委任)</p>														
<p>第34条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が_____定める。</p>														
<p>別表第1</p>															
<p>知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準</p>															
<p>1 指定居宅支援等(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項に規定する指定居宅支援及び同法第15条の7第1項に規定する基準該当居宅支援をいう。)を利用した際に知的障害者及びその扶養義務者が負担すべき額は、次の表により算定した額とする。</p>															
<p>2 前号の規定により知的障害者及びその扶養義務者が負担すべき額を算定した場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="204 1496 507 1541">税額等による階層区分</th> <th data-bbox="507 1496 785 1541">上限負担基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="204 1541 507 1915"></td> <td data-bbox="507 1541 785 1915"> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="515 1552 579 1597">月額</th> <th data-bbox="579 1552 643 1597">知的障害者居宅介護</th> <th data-bbox="643 1552 707 1597">知的障害者介護</th> <th data-bbox="707 1552 770 1597">知的障害者短期入所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="515 1597 579 1908">30分あたり</td> <td data-bbox="579 1597 643 1908">1日あたり</td> <td data-bbox="643 1597 707 1908">1日あたり</td> <td data-bbox="707 1597 770 1908">1日あたり</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1915 507 1995">A 生活保護法(昭和250円</td> <td data-bbox="507 1915 785 1995">0円 0円 0円</td> </tr> </tbody> </table>	税額等による階層区分	上限負担基準額		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="515 1552 579 1597">月額</th> <th data-bbox="579 1552 643 1597">知的障害者居宅介護</th> <th data-bbox="643 1552 707 1597">知的障害者介護</th> <th data-bbox="707 1552 770 1597">知的障害者短期入所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="515 1597 579 1908">30分あたり</td> <td data-bbox="579 1597 643 1908">1日あたり</td> <td data-bbox="643 1597 707 1908">1日あたり</td> <td data-bbox="707 1597 770 1908">1日あたり</td> </tr> </tbody> </table>	月額	知的障害者居宅介護	知的障害者介護	知的障害者短期入所	30分あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	A 生活保護法(昭和250円	0円 0円 0円	
税額等による階層区分	上限負担基準額														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="515 1552 579 1597">月額</th> <th data-bbox="579 1552 643 1597">知的障害者居宅介護</th> <th data-bbox="643 1552 707 1597">知的障害者介護</th> <th data-bbox="707 1552 770 1597">知的障害者短期入所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="515 1597 579 1908">30分あたり</td> <td data-bbox="579 1597 643 1908">1日あたり</td> <td data-bbox="643 1597 707 1908">1日あたり</td> <td data-bbox="707 1597 770 1908">1日あたり</td> </tr> </tbody> </table>	月額	知的障害者居宅介護	知的障害者介護	知的障害者短期入所	30分あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり						
月額	知的障害者居宅介護	知的障害者介護	知的障害者短期入所												
30分あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり												
A 生活保護法(昭和250円	0円 0円 0円														

現行		改正案			
	年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者				
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者(A 階層に該当する者を除く。)	0	0	0	0
C1	前年分の所得の市町村民税が非課税の者(A 階層又は B 階層に該当する者を除く。)	1,100	50	100	100
C2	前年分の所得の市町村民税が課税の者(A 階層又は B 階層に該当する者を除く。)	1,600	100	200	200
D1	前年分の所得額が 0 円～3,000 円	2,200	150	300	300
D2	前年分の所得額が 30,001 円～80,000 円	300	200	400	400
D3	前年分の所得額が 80,001 円～140,000 円	400	250	500	600
D4	前年分の所得額が 140,001 円～280,000 円	500	300	700	1,000
D5	前年分の所得額が 280,001 円～500,000 円	600	300	1,000	1,400
D6	前年分の所得額が 500,001 円～800,000 円	700	300	1,300	1,800
D7	前年分の所得額が 800,001 円～1,160,000 円	800	500	1,600	2,300
D8	前年分の所得額が 1,160,001 円～1,650,200 円	900	800	2,100	3,000

		現行				改正案			
D9		000							
		1, 650, 001	25 , 1 , 2 , 3 ,						
D10		~ 2, 260, 700	000	500	400				
		000							
D11		2, 260, 001	30 , 1 , 3 , 4 ,						
		~ 3, 000, 600	200	000	100				
D12		000							
		3, 000, 001	35 , 1 , 3 , 4 ,						
D13		~ 3, 960, 900	400	500	800				
		000							
D14		3, 960, 001	41 , 1 , 4 , 5 ,						
		~ 5, 030, 600	600	000	500				
D13		000							
		5, 030, 001	47 , 1 , 4 , 6 ,						
D14		~ 6, 270, 800	900	600	400				
		000							
D14		6, 270, 001	支 援 支 援 支 援 支 援						
		円以上	費 基 費 基 費 基 費 基						
			準 額 準 額 準 額 準 額						
(注)									
1 知的障害者及びその扶養義務者(知的障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子(知的障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子)のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。)が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする(知的障害者デイサービスについては、所要時間4時間以上の場合のものであり、所要時間4時間未満の場合は、当該額の2分の1の額とする。また、知的障害者短期入所については、宿泊を伴う場合のものであり、宿泊を伴わない場合は、所要時間が4時間未満の場合は当該額の4分の1の額、所要時間が4時間以上8時間未満の場合は当該額の2分の1の額、所要時間が									

現行	改正案
<p>8時間以上の場合は当該額の4分の3の額とする)。ただし、知的障害者にあつては、支援費基準額を上限とし、扶養義務者にあつては、支援費基準額から知的障害者が負担する額を控除した額を上限とする。</p> <p>2 注1の規定にかかわらず、知的障害者及びその扶養義務者の1月当たりの負担額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。</p> <p>3 この表において「支援費基準額」とは、知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準により算定される額をいう。</p> <p>4 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。</p> <p>5 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算される所</p>	

現行	改正案													
<p>得税をいう。ただし、所得税の計算においては、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条</p>														
<p>別表第2</p>														
<p>知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に係る利用者負担の額の算定に関する基準</p>														
<p>1 指定施設支援(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の11第1項に規定する指定施設支援をいう。)を利用した際に知的障害者及びその扶養義務者が負担すべき額は、知的障害者については別表第2により算定した額とし、知的障害者の扶養義務者については別表第3により算定した額とする。ただし、知的障害者が病院又は診療所へ入院した場合には、入院期間中は算定しないものとし、知的障害者が月の途中で入所し又は退所した場合には、当該月については、次の算式により算定した額</p> <p>算式</p> <p>別表第2又は第3により算定した額×当該月の入所日以降又は退所日以前の日数÷当該月の日数</p> <p>2 前号の規定により知的障害者及びその扶養義務者が負担すべき額を算定した場合において、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 1675 523 1727">対象収入額等による階層区分</th> <th colspan="2" data-bbox="523 1675 794 1727">負担基準月額</th> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1727 523 1778"></td> <th data-bbox="523 1727 651 1778">入所</th> <th data-bbox="651 1727 794 1778">通所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 1778 523 1917">1 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者</td> <td data-bbox="523 1778 651 1917">0円</td> <td data-bbox="651 1778 794 1917">0円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1917 523 2007">1 前年分の対象収入額</td> <td data-bbox="523 1917 651 2007"></td> <td data-bbox="651 1917 794 2007"></td> </tr> </tbody> </table>	対象収入額等による階層区分	負担基準月額			入所	通所	1 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者	0円	0円	1 前年分の対象収入額				
対象収入額等による階層区分	負担基準月額													
	入所	通所												
1 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者	0円	0円												
1 前年分の対象収入額														

現行				改正案	
	階	の年額区分			
2	層	0円～270,000円	0	0	
3	に	270,001～280,000	1,000	500	
4	該	280,001～300,000	1,800	900	
5	当	300,001～320,000	3,400	1,700	
6	す	320,001～340,000	4,700	2,300	
7	る	340,001～360,000	5,800	2,900	
8	者	360,001～380,000	7,500	3,700	
9	以	380,001～400,000	9,100	4,500	
10	外	400,001～420,000	10,800	5,400	
11	の	420,001～440,000	12,500	6,200	
12	者	440,001～460,000	14,100	7,000	
13		460,001～480,000	15,800	7,900	
14		480,001～500,000	17,500	8,700	
15		500,001～520,000	19,100	9,500	
16		520,001～540,000	20,800	10,400	
17		540,001～560,000	22,500	11,200	
18		560,001～580,000	24,100	12,000	
19		580,001～600,000	25,800	12,900	
20		600,001～640,000	27,500	13,700	
21		640,001～680,000	30,800	15,400	
22		680,001～720,000	34,100	17,000	
23		720,001～760,000	37,500	18,700	
24		760,001～800,000	39,800	19,900	
25		800,001～840,000	41,800	20,900	
26		840,001～880,000	43,800	21,900	
27		880,001～920,000	45,800	22,900	
28		920,001～960,000	47,800	23,900	
29		960,001～1,000,000	49,800	24,900	
30		1,000,001～1,040,000	51,800	25,900	
31		1,040,001～1,080,000	54,400	27,200	
32		1,080,001～1,120,000	57,100	28,500	
33		1,120,001～1,160,000	59,800	29,900	

現行			改正案
	000		
34	1,160,001~1,200,62,400	31,200	
	000		
35	1,200,001~1,260,65,100	32,500	
	000		
36	1,260,001~1,320,69,100	34,500	
	000		
37	1,320,001~1,380,73,100	36,500	
	000		
38	1,380,001~1,440,77,100	38,500	
	000		
39	1,440,001~1,500,81,100	40,500	
	000		
40	1,500,001円以上	注2に規定する額	注2に規定する額
(注)			
1 知的障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げる額とする(知的障害者通勤寮については、通所の欄に掲げる額とする。)			
2 40階層に該当する者が負担すべき額は、次の表に掲げる算式により算定した額とする(知的障害者通勤寮については、通所の欄に掲げる額とする。)。ただし、支援費基準額(知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準により算定される額をいう。以下同じ。)を上限とする。			
入所	81,100円+(対象収入額-150万円)×0.9÷12		
通所	40,500円+(対象収入額-150万円)×0.9÷12÷2		
3 注1及び注2の規定にかかわらず、当分の間、次の表に掲げる額を負担基準月額の上限とする。			

現行	改正案
----	-----

施設区分	入所後3年未満の者		入所後3年以上の者	
	入所	通所	入所	通所
知的障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
知的障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
知的障害者通勤寮	16,000円		26,500円	
心身障害者福祉協会法(昭和45年法律第44号に規定する福祉施設)	32,200円		53,000円	

4 この表において「対象収入額」とは、収入額(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

別表第3

税額等による階層区分		負担基準月額	
		入所	通所
A	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者	0円	0円
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者(A階層に該当する者を除く。)	0	0
C1	前年分の所得税が非課税の者(A階層の者)	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税	2,200 1,100
C2	又はB階	当該年度分の市	3,300 1,600

現行				改正案	
	層に該当する者を除く。)	町村民税のうち所得割が課税の者			
	前年分の所得税が課税の者	前年分の所得税額の年額区分			
D1		0円～30,000円	4,500	2,200	
D2	(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	30,001～80,000	6,700	3,300	
D3		80,001～140,000	9,300	4,600	
D4		140,001～280,000	14,500	7,200	
D5		280,001～500,000	20,600	10,300	
D6		500,001～800,000	27,100	13,500	
D7		800,001～1,160,000	34,300	17,100	
D8		1,160,001～1,650,000	42,500	21,200	
D9		1,650,001～2,260,000	51,600	25,700	
D10		2,260,001～3,000,000	61,200	30,600	
D11		3,000,001～3,960,000	71,900	35,900	
D12		3,960,001～5,030,000	83,300	41,600	
D13		5,030,001～6,270,000	95,600	47,800	
D14		6,270,001円以上	支援費基準額	支援費基準額	
(注)					
1 知的障害者が扶養義務者等(知的障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子(知的障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母					

現行

改正案

又は子)のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。)が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする(知的障害者通勤寮については、通所の欄に掲げる額とする。)

- 2 注1の規定にかかわらず、知的障害者の扶養義務者等が負担すべき額が、支援費基準額から知的障害者が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 注1及び注2の規定にかかわらず、入所後3年未満の者の扶養義務者については、当分の間、次の表に掲げる額から知的障害者が負担する額を控除した額を負担すべき額の上限とする。

施設区分	入所	通所
知的障害者	32,000円	16,000
更生施設		円
知的障害者	32,000円	16,000
授産施設		円
知的障害者	16,000円	
通勤寮		
心身障害者	32,000円	
福祉協会法 (昭和45年法 律第44号)に 規定する福 祉施設		

- 4 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係る

現行

ものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。

5 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

様式第1号

改正案

様式第1号

現行

改正案

様式第 2 号

様式第 2 号

様式第 2 号

表 1

1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30	31	32
33	34	35	36
37	38	39	40
41	42	43	44
45	46	47	48
49	50	51	52
53	54	55	56
57	58	59	60
61	62	63	64
65	66	67	68
69	70	71	72
73	74	75	76
77	78	79	80
81	82	83	84
85	86	87	88
89	90	91	92
93	94	95	96
97	98	99	100

様式第 2 号

表 1

1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30	31	32
33	34	35	36
37	38	39	40
41	42	43	44
45	46	47	48
49	50	51	52
53	54	55	56
57	58	59	60
61	62	63	64
65	66	67	68
69	70	71	72
73	74	75	76
77	78	79	80
81	82	83	84
85	86	87	88
89	90	91	92
93	94	95	96
97	98	99	100

様式第 3 号

様式第 3 号

様式第 3 号

表 1

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

様式第 3 号

表 1

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

様式第 4 号

様式第 4 号

様式第 4 号

表 1

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | 64 | 65 | 66 | 67 | 68 | 69 | 70 | 71 | 72 | 73 | 74 | 75 | 76 | 77 | 78 | 79 | 80 | 81 | 82 | 83 | 84 | 85 | 86 | 87 | 88 | 89 | 90 | 91 | 92 | 93 | 94 | 95 | 96 | 97 | 98 | 99 | 100 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|

様式第 4 号

表 1

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | 64 | 65 | 66 | 67 | 68 | 69 | 70 | 71 | 72 | 73 | 74 | 75 | 76 | 77 | 78 | 79 | 80 | 81 | 82 | 83 | 84 | 85 | 86 | 87 | 88 | 89 | 90 | 91 | 92 | 93 | 94 | 95 | 96 | 97 | 98 | 99 | 100 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|

現行

改正案

様式第 5 号

This is a complex form with several sections. At the top, there is a header with a title and a date field. Below this, there are several paragraphs of text, some of which are enclosed in boxes. The form includes a table with multiple columns and rows, and a large section of text at the bottom, possibly containing instructions or a checklist. The overall layout is dense and structured.

様式第 6 号

This form is very similar to Form No. 5, featuring a header, multiple text sections, a table, and a large bottom section. The layout and content appear to be a revised or updated version of the previous form, maintaining the same general structure and components.

様式第 7 号

This form follows the same pattern as the others, with a header, text sections, a table, and a large bottom section. It appears to be another iteration or a related version of the document forms shown in the previous sections.

現行

改正案

様式第 8 号

様式第 9 号

様式第 10 号

現行

改正案

様式第 11 号

様式第 12 号

様式第 13 号

現行

改正案

様式第 14 号

様式第 15 号

様式第 16 号

現行

改正案

様式第 17 号

This form, titled '様式第 17 号', is a detailed administrative document. It features a header section with a title and a date field. Below this, there are several distinct sections: a large table with multiple columns and rows, a section with a grid of small boxes, and a final section with a few larger text boxes. The form is densely packed with text and lines, typical of a government or institutional document.

様式第 18 号

This form, titled '様式第 18 号', is another administrative document. It has a similar layout to Form No. 17, with a header, a large table, and several text sections. The text is small and dense, and the form includes various lines and boxes for data entry. It appears to be a standard form used in a specific administrative context.

様式第 19 号

This form, titled '様式第 19 号', is the third administrative form shown. It follows the same general structure as the previous two, with a header, a table, and text sections. The form is filled with small text and lines, indicating it is a detailed document for administrative use.

現行

改正案

様式第 20 号

This form contains a header section with a title and a date field. Below the header is a table with several columns and rows. Underneath the table are several paragraphs of text, some of which are enclosed in boxes, possibly representing specific data fields or instructions.

様式第 21 号

This form features a header section followed by a table. The table has multiple columns and rows. Below the table is a large block of text, which appears to be a detailed description or a list of items related to the table's content.

様式第 22 号

This form has a header section and a table. Below the table is a list of items, each with a small box next to it, possibly for marking or selection. The text is organized into several distinct sections.

様式第 5 号

This form consists of a header section, a table, and a list of items. The table has a few columns and rows. Below the table is a list of items, each with a small box next to it, similar to Form 22.

现行

改正案

様式第 23 号

Form 23 (Current) is a rectangular form with a header section containing a title and a date field. Below the header is a large rectangular area with a grid pattern, likely for data entry. At the bottom, there are several lines of text and a signature line.

様式第 6 号

Form 6 (Revised) is a rectangular form with a header section containing a title and a date field. Below the header is a large rectangular area with a grid pattern, likely for data entry. At the bottom, there are several lines of text and a signature line.

様式第 24 号

Form 24 (Current) is a rectangular form with a header section containing a title and a date field. Below the header is a large rectangular area with a grid pattern, likely for data entry. At the bottom, there are several lines of text and a signature line.

様式第 7 号

Form 7 (Revised) is a rectangular form with a header section containing a title and a date field. Below the header is a large rectangular area with a grid pattern, likely for data entry. At the bottom, there are several lines of text and a signature line.

様式第 25 号

Form 25 (Current) is a rectangular form with a header section containing a title and a date field. Below the header is a large rectangular area with a grid pattern, likely for data entry. At the bottom, there are several lines of text and a signature line.

様式第 8 号

Form 8 (Revised) is a rectangular form with a header section containing a title and a date field. Below the header is a large rectangular area with a grid pattern, likely for data entry. At the bottom, there are several lines of text and a signature line.

備考 改正箇所は、下線で引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。